別記様式（第３条関係）

表面

第　　号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第65条第２項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

文部科学大臣　　印

（押出スタンプ割印）

写真

裏面

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法抜粋

第65条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第75条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

三　第65条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とすること。

○文部科学省経済産業省令第四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

文部科学大臣　萩生田光一

経済産業大臣　梶山　弘志

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令（平成十七年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（対応する収益の獲得が予定されない承継資産） **第五条の二**　文部科学大臣（機構が承継する資産が核燃料サイクル開発業務に係るものである場合には、文部科学大臣及び経済産業大臣）は、機構が承継する現金及び預金、棚卸資産、仮払金、前払金、前払費用、未収金並びに敷金・保証金（以下この条において「現金及び預金等」という。）について当該現金及び預金等から生ずる費用に相当する額（以下「費用相当額」という。）に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その承継までの間に限り、当該現金及び預金等を指定することができる。 ２　前項の指定を受けた現金及び預金等に係る費用相当額については、費用は計上せず、費用相当額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。	［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。